

氏 名 松 野 裕
 学位(専攻分野) 博士(経済学)
 学位記番号 経博第64号
 学位授与の日付 平成10年9月24日
 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
 研究科・専攻 経済学研究科経済政策学専攻
 学位論文題目 環境政策の生成過程と効果に関する理論的・実証的研究
 — 日本の公害経験を素材にして —

(主査)

論文調査委員 教授 植田和弘 教授 塚谷恒雄 教授 西村周三

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本の環境政策の生成過程とその成果について既存の環境経済理論を適用して詳細な実証研究を行うとともに、そのことを通じて規範理論自体を再検討し、環境政策の構造や特質を解明しうる新たな分析枠組みを取引費用理論の立場から提示することを試みた労作である。本論文は、論文の目的と各章の概要をまとめた序文と、続く6つの章から構成されている。

第1章においては、公害によって健康被害を受けた者への被害補償の制度として制定された公害健康被害補償法(公健法)の生成過程を、日本の環境政策のそれを特徴的に示す代表的事例として位置づけ、その特質を解明している。日本の公害経験は、同時期の欧米での環境問題とは異なり、著しい健康被害が大規模に発生したことに大きな特徴があり、日本の環境政策は、その後、人的健康被害の防止策と、被害者に対する補償と救済の問題を軸に展開してきたがゆえに、公害健康被害補償制度とその生成過程は日本の環境政策の特徴を最も典型的に体现していると指摘している。次いで、文献調査や関係者への独自の聴取調査などにより、1970年に日本の公害問題に関する司法・行政の姿勢に大きな転換があったことを明らかにした上で、住民運動の高揚や革新自治体の台頭、マスコミの集中豪雨的報道という従来から指摘されている要因に加えて、貿易摩擦や沖縄返還問題に絡んだ米国からの圧力がそうした転換を促した可能性があることを指摘している。さらに、公健法は、最終的には、損害賠償ルールが転換するという新しく設定された状況の下で、関係各主体の状態を同時に改善するルールを選択するという形で制定されたものであることを示唆している。加えて、公害が発生した場合にそれがいかに処理されるかは当該国の既存の制度に依存することをあわせて指摘している。

第2～4章においては、公害対策の中心的な課題とされてきた硫黄酸化物(SO_x)の排出削減に対して、各種環境政策手段がどの程度寄与したかを実証的に分析している。その結果、ピグー的課税政策は、外部不経済の貨幣的評価の困難さはさておくとしても、その実施に伴う分配問題、さらには費用効率性の観点からも、地域的環境制御のための手段として導入することは特に困難であることを明確にしている。

第2章では、公健法に基づく汚染負荷量賦課金(公健法賦課金)制度の効果を理論的・実証的に検討している。この制度は、環境経済学が想定するような汚染排出削減を目的とした排出課徴金ではなく、民事責任を踏まえた、被害者への補償給付のための財源調達を目的にした制度であるが、「現在」の「SO_x」排出者にもみ過大な負担を強いる制度的欠陥があることを指摘している。そして、こうした場合には、賠償額を排出量で除して平均化された賦課料率が、最適汚染を達成するピグー税の税率よりも高騰し得ることを理論的に明らかにしている。実証的部分では、大阪府下の火力発電所を対象に、詳細なデータ収集と実態調査に基づいてSO_x限界削減費用を推計し、これと公健法賦課金の賦課料率から求められるSO_x排出量と、直接規制等が求める排出量、そして、実際の排出量、とを比較している。その結果、これらの発電所において、SO_x排出を実際に拘束し規定していたのは、主に関西電力と大阪府が締結した公害防止協定であり、公健法賦課金の効果は、皆無

ではないが時期的に遅く、かつ小さいことを明らかにしている。

第3、4章においては、対象汚染排出者を全国の銑鋼一貫製鉄所とし、対象政策手段には直接規制、公健法賦課金に加えて、環境補助金を取り込み、第2章と同様の検討を加えている。第3章では、一貫製鉄所のSO_x排出量が1970年代初頭以降、急激に減少していることを実例を持って示し、また、その削減に寄与したと考えられる公害防止投資に対する政策金融や特別償却、加速度償却などの助成措置（環境補助金）について、その補助金相当額の算出式を導出している。第4章においては、第3章において導出した算出式を用いるなどして、脱硫設備の設置や原燃料の低硫黄化などの各種SO_x削減手段についての限界削減費用を求め、各々の環境政策手段がどの時期にどの程度、汚染削減に寄与したかを詳細に分析している。その結果、この場合も、SO_x削減に最も寄与していたのは、企業と地元自治体が締結した公害防止協定であり、公健法賦課金は80年代に入り一部の製鉄所で汚染削減に寄与した可能性があるが、環境補助金についてはその寄与はかなり小さかったことを明らかにしている。

第5章においては、目標、手段、主体のいずれもが多様な環境政策の決定過程は、政策主体を点と見る理論では分析・理解しえないとし、コースの取引費用の理論を出発点に代替的な分析枠組みの構築を試みている。コースの、企業は取引費用低減のために存在するが、その規模は外部との限界取引費用と内部における限界コーディネート費用とが一致する大きさに決まる、という主張と、市場はその内部における経済主体間の取引費用を低減するために存在する、という主張が統一され、法システムと管理運営主体をもつ組織を全て“市場”とする、拡張された市場概念を提示している。これにより社会は市場の中にまた市場があるという入れ子状構造および循環構造をもつ“階層的な市場”とみることができると示唆している。この階層的市場観は、ある経済主体が、一つの単位経済主体として、他の経済主体と契約行為を行うという事実と、同じ経済主体が実は複数の経済主体の契約行為から成り立っているという事実を、整合的に理解することを可能にする環境政策の具体的分析に適用可能な有用な概念であるとしている。

第6章においては、SO_x排出削減を中心的に担っていることが明らかになった公害防止協定がもつ3つの属性、すなわち、①“交渉”による締結、②“組織同士”の交渉、③地方政府による創造、に着目し、日本の環境政策の生成過程を分析したことで得られた知見を踏まえて、階層的市場という観点から、採用される環境政策手段の選択過程や分担関係および政策主体の固有の役割を分析している。その結果、環境政策手段には低次と高次のレベルの違いがあり階層的分担関係が存在していること、人々は多数者間による交渉の困難さを組織を用いることにより軽減していると考えられること、地方分権は一国内におけるルールの特異性を許容し、制度の実験や発明に有利であると考えられること、を指摘し結論としている。

論文審査の結果の要旨

従来の環境経済・政策研究は、環境政策手段の選択問題にしる、特定の政策手段がもたらすインセンティブ効果の有無にしる、ある理論上の想定に基づいて分析されているために、理論的にも政策的にも現実を説明する上で不十分であったと認識する著者は、本論文において丹念な実態調査に基づいて環境経済理論の再構成を図りつつ厳密に適用し、日本の環境政策の生成過程とその効果に関して綿密な実証分析を行い、以下に示すようないくつかの新たな知見を得ており、日本の公害経験や環境政策の分析さらには環境政策の一般理論に関する今後の研究にとっての共通の基礎を確立したと評価できる。このことは、本論文の基本的な特徴であり、貴重な貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点は、以下のとおりである。

第一に、現実に導入される環境政策手段は様々な現実的制約が存在したり、複数の政策手段が共存したりするために、理論が想定する効果を発揮しているか否かが不明である場合が多いのに対して、著者は地道な資料収集や丹念な聞き取り調査と理論モデルによる推計を縦横に駆使し組み合わせることによって、鉄鋼業の硫酸化物排出削減における各種環境政策手段の寄与度を具体的に算出することに成功している。このことは当該研究分野における実証研究の水準に段階を画する貴重な成果であり、高く評価しうる。

第二に、公害健康被害補償制度の成立過程についても、著者独自の視角に基づく詳細な実態調査を通じて、損害賠償ルールの転換から制度成立への過程とそれを規定した要因を説得的に描き出したことは、著者の並々ならぬ実証研究の能力を示

すものであり、高く評価しうる。

第三に、公健法賦課金制度における賦課料率の水準は、賦課と被害認定の仕組みに起因して、通常の損害賠償を前提にして浜田宏一が定式化した場合と異なり、最適汚染防止水準を達成するためのピグー税の税率を越えて高騰する可能性があることを理論的に解明したことは、学術上の新たな知見であるとともに、蓄積性汚染に対する責任ルールの制度設計のあり方にも示唆を与えるものであり、理論的にも政策的にも当該研究領域における、著者の独自の貢献として、高く評価することができよう。

第四に、従来環境政策手段の選択問題が、直接規制か経済的手段かという二者択一の問題設定がされがちであったのに対して、著者は現実に多様な環境政策手段が存在していることに着目し、それらの個々の環境政策手段を適切に位置づけることのできる言わば環境政策の一般理論のための理論的枠組みの構築を、コースの取引費用の理論を拡張・発展させ、階層的市場観という新たな概念装置を提示することで、試みていることである。まだ未成熟な部分があるとはいえ、環境政策主体としての地方自治体の固有の役割、各種環境政策手段間の階層性や役割分担について説得的な説明を展開しえていることは、新鮮な問題の提起でもあり、著者の独自の貢献として、高く評価しうる。

以上、本論文は、環境経済・政策研究における実証研究の水準を飛躍的に高めた貴重な研究成果であると同時に、実証研究の過程で出された諸問題を説明しうる理論モデルを提示する理論的な構想力という点でも高く評価することができる。

同時に、本論文は、研究対象の問題設定についても理論的実証的研究の方法論としても開拓的な研究であるだけに、今後の研究の発展方向として取り扱われるべきいくつかの論点を指摘することができる。まず、本論文においてあらためてその意義が指摘され国際的にも注目されている公害防止協定は、一種の当事者間の交渉解と解釈できる仕組みであり、協定の内容や機能についてより説得的な経済学的説明が可能ではないか、また、中央政府と地方政府における環境政策手段の選択と分担関係について著者の理論的枠組みを適用して説明することができるであろう。さらに、日本経済や経済政策と関連した議論に十分なりきれていないこと、対象とした電力産業と鉄鋼業の行動様式の差異が分析されていないこと、また、分析対象が1970年代のみで終わっていることなどは今後に残された課題であろう。しかしながら、かかる残された課題は、著者が本論文で解明し、今後の環境経済・政策研究の共通の基礎になりうる貴重な成果を何ら損なうものではない。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成10年7月27日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。